

記載例：日本人同士の協議離婚

離婚届

<記入の際の注意事項>

- 届出はすべて日本語（漢字・カタカナ・ひらがな）で書いてください。
- 黒インクのペンまたは黒のボールペン（消せるボールペンは不可）で丁寧に書いてください。
- South Australia は南オーストラリア州と記載してください。
- 押印する場合で印鑑が無い場合は右手の親指で拇印してください。
- 成年の証人が2名必要です。証人の国籍は問いません。
- 不明な点がある場合は、当館までお問い合わせください。

外国人が署名する場合は、本人がブロック体でフルネームで記名し、どなたかがカタカナで読み仮名をふってください。

届出日若しくはポストに当館する日を記載してください。

令和 XX 年 XX 月 XX 日 届出

在メルボルン日本国総領事 殿

元号で記載してください。

証人(日本法による協議離婚のときだけ必要です)		
署名 (※押印は任意)	守谷 一郎 (印)	スミス, ピータージョン Peter John Smith (印)
生年月日	昭和 XX 年 XX 月 XX 日	西暦 19 XX 年 XX 月 XX 日
住所	オーストラリア連邦ビクトリア州 ノースコート 〇〇通り 3	オーストラリア連邦ビクトリア州 キュー 〇〇通り 5
本籍	東京都大田区蒲田 一丁目1	オーストラリア連邦 番地番

(フリガナ)	夫 ガイム タロウ	妻 ガイム ショウコ
(1) 氏名	氏 外務 太郎	氏 外務 省子
生年月日	昭和 XX 年 XX 月 XX 日	昭和 XX 年 XX 月 XX 日
住所	オーストラリア連邦ビクトリア州 リッチモンド 〇〇通り 10番	オーストラリア連邦ビクトリア州 ホーゾン 〇〇通り 5番2号
(2) 本籍	東京都千代田区平河町一丁目4	
夫または妻が外国人のときはその国籍	筆頭者の氏名 外務 太郎 (□夫の国籍 □妻の国籍)	
父母及び養父母の氏名	夫の父 外務 一郎 続き柄 長 男	妻の父 甲野 次郎 続き柄 二 女
父母との続き柄	母 花子	母 乙野 春子
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日成立	
(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫は <input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる。東京都千代田区霞が関二丁目2 番地 1 筆頭者の氏名 乙野 義太郎	
(5) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 外務 史郎 妻が親権を行う子	
(6) 同居の期間	(同居を始めたとき) 平成 XX 年 XX 月から (別居したとき) 令和 XX 年 XX 月まで	
(8) 別居する前の住所	オーストラリア連邦 ビクトリア州 リッチモンド 〇〇通り 10 番地 番号	
(9) 別居する前の世帯の主な仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤務者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤務者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者の世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(10) 夫婦の職業	夫の職業 02	妻の職業 03
その他	「職業例示表」を参照し、当てはまる職業の「番号」若しくは「職業分類名」を記入してください。	
届出人署名 (※押印は任意)	夫 外務 太郎 (印)	妻 外務 省子 (印)
事件簿番号		
日中連絡のつく電話番号	: 04XX-XXX-XXX	
Eメールアドレス	: 〇〇〇@mail.com	

間違えた場合は、修正液などは使用せず線で消して修正してください。

外国人は国籍を記載してください。

本籍地はダッシュ「-」などを使わず戸籍のとおり。

婚姻のとき氏が変わった人は次の中から選び記入してください。

- 婚姻前の氏を名のり、婚姻前の戸籍にもどる
- 婚姻前の氏を名のり、ご自身の新しい戸籍を作る
- 婚姻中の氏を名のり、ご自身の新しい戸籍を作る

但し、(3)の場合で「離婚の際に称していた氏を称する届」を同時に提出する場合は、ここは記入しないでください。「離婚の際に称していた氏を称する届」を後日提出する場合は、ここに記入し、更に離婚日から3ヶ月以内に同届出を提出する必要があります。

未成年の子がいる場合は、夫、妻のいずれかに親権を定め、子の氏名を記入してください。この届出で親権は決定しますが、子の戸籍は移動しません。移動させる場合は家庭裁判所の許可が必要です。

未成年の子がいる場合は、必ずチェックしてください。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

(面会交流)

取り決めしている。
まだ決めていない。

(養育費の分担)

取り決めしている。
まだ決めていない。

未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の負担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

このチェック欄についての法務省の解説動画



楷書体で戸籍通りの氏名で署名してください。印鑑が無い場合は、右手の親指で拇印してください。(※印は任意。)

